令和4年度U・Iターン推進環境づくり事業 業務委託仕様書

1 事業目的

企業等における昨今の採用活動は、募集に対して応募者が少なく、場合によっては応募がないなどの状況から、採用計画が十分に達成されていない企業が多くなっており、次世代人材の育成の観点からも悩みを抱える企業が見受けられる。特に規模の小さい企業や知名度が低い企業等においては、1社単独での取組に限界を感じている企業も増えている。

そこで本事業は、企業や県内の関係機関等が協力して採用や人材育成等に取り組む機運の醸成や関係者同士の交流の機会を創出し、地域一体となって若者等が安心して県内で働くことができる風土を作ることにより、主に県外在住の若者等のU・Iターン就職や県内定着の促進につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和5年3月24日(金)まで

3 事業内容

(1) 実施内容

- ①地域の企業、商工団体等を対象としたセミナー、勉強会、交流会の実施 以下の3点を踏まえ、企業や関係団体等(参加者)を対象として実施 し、参加を通じて参加者同士が交流する機会となるように工夫すること。
 - ・地域を挙げて採用や人材育成に関する取組を行う機運の醸成
 - ・若者等に選ばれるための採用力の強化につながる内容
 - ・企業等の人事・採用担当者同士が交流する機会

(条件)

ア 回数:計6回以上

イ 時間:1回あたり2時間程度

ウ 開催方法:対面型やオンラインを状況に応じて選択

エ 目標:1回あたり20社

②県内企業と求職者等との交流事業

地域別合同企業説明会、および企業の若手社員と学生との座談会など、 県内企業と学生等が交流する会を開催すること。

(条件)

ア 合同企業説明会

・回数:3地域以上において、1地域1回実施すること

・時期:就職活動やインターンシップの時期に先立って開催できる 妥当な時期を検討のうえ実施

・時間:1回あたり2時間程度

・開催方法:対面型やオンラインを状況に応じて選択

・参加企業数:1回あたり5社以上

・参加学生数目標:1回あたり20名以上

・留意事項:開催や参加企業の募集に当たっては、金融機関や商工団 体、市町等との連携に努めること。

イ 県内企業と学生等の交流会

· 回数: 2回以上

・時期:就職活動に参考になる時期を検討のうえ実施

・開催方法:対面型やオンラインを状況に応じて選択

・参加企業数:1回あたり3社以上を目安とする

・参加学生数目標:1回あたり10名程度を目安とする。

(2) 参加者等の募集、広報等

上記(1)事業の参加者及び参加企業募集のため、以下の5点などをはじめとした各種広報媒体や方法を組み合わせるなどして効果的な広報を行い、 周知を図ること。

- ①ホームページや SNS 等による広報
- ②チラシの作成及び発送
- ③企業や商工団体への訪問(オンライン面談含む)
- ④大学等の訪問 (オンライン面談含む)
- ⑤三重県学生就職連絡協議会への情報提供

(3) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して 10 日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で 2 部、データを入れた電子記憶媒体 1 部を県に提出すること。

(4) その他留意事項

実施に当たっては、地域の企業、市町、商工団体、および大学等の関係機関を可能な限り巻き込むとともに、2018年に株式会社リクルートが提唱した「就域」の趣旨や、石川県能登地域で実施の「能登留学」などの事例を参考にすること。

また、将来的に自走での取組が生まれるよう、地域を挙げて取組を進める 人材の発掘や育成にも資するような内容となるよう工夫すること。

なお、広報やイベントの実施において、必要に応じて他の事業(「参加型企業情報等発信事業」や「U・Iターン就職支援事業」等の県事業)の受託者と連携して取り組むこととする。

4 委託費

- (1)委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。 なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払 いをすることができるものとする。
- (2) 参加者に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。

5 受託上の留意点

- (1) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、 実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3)本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重 県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作 権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に 定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は 受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生し た二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県 に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、 著作人格権を行使しないものとする。
- (4)業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義 務)に準じ適切に対応するものとする。

- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - ② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に 当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取 り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の 承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後 においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、 その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。」)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を 定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び 作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に 従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範

囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲 が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外 の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義 務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果 について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行う ものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。 また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6 項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合 は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項 の承諾を得なければならない。
 - 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うと いう再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載し た書面を甲に提出しなければならない。
 - 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守 させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委 託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の 求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。 (個人情報の適正管理)
- 第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
 - 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に 個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及 びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、 定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人 情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、 個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつなが

ると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしない こと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が 指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合 は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

- 第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は 自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に 基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消 去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できな いように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

- 第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるもの とし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して 必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況

を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、 可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に 努めなければならない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。 (損害賠償)
- 第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。